

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更(地方課)

字の区域の変更等(〃)

保険医療機関等の指定(保険課)

種畜証明書の交付(畜産課)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

保安林の指定の解除(造林課)

保安林の指定の解除予定(二件)(〃)

開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 公 告 狩猟免許の更新に関する適性検査等の実施(造林課)

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

◇ 正 誤 平成三年五月鳥取県公報号外第五十四号中訂正

告 示

鳥取県告示第四百八十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、福部村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成三年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域(平成三年二月一日現在の地番による。)

大字湯山字八ノ尾

大字湯山字八ノ尾の全域

大字湯山字稲場六七四の五、六七四の六、六七四の七及びこれらと一体をなす国有地並びに六七三の一、六七四の一、六七四の二、六七四の三、六七四の四と一体をなす国有地の一部

大字湯山字森八九二の二及びこれと一体をなす国有地の一部

大字湯山字森崎八九四の一、八九四の三、八九五の二、八九六の六及びこれらと一体をなす国有地

大字湯山字稲場

大字湯山字稲場のうち六七四の五、六七四の六、六七四の七及びこれらと一体をなす国有地並びに六七三の一、六七

<p>大字湯山字北畠土居</p>	<p>四の一、六七四の二、六七四の三、六七四の四と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字湯山字走り出八六三の三、八六三の五、八七二の三、八七二の四、八七三、八七四の三、八七四の四、八七四の五及びこれらと一体をなす国有地並びに八七四の二と一体をなす国有地 大字湯山字森八八八の三、八八八の四、八八九の二、八九一の二、八九一の三、八九一の四及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字湯山字山土居</p>	<p>大字湯山字山土居の全域 大字湯山字走り出八五七の二、八六二の二、八六三の四及びこれらと一体をなす国有地並びに八五八、八五九と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字湯山字北畠土居</p>	<p>大字湯山字北畠土居の全域 大字湯山字奥楠越七四五、七四八、七四八の一、七四九と一体をなす国有地の一部 大字湯山字楠越七九七の三、七九七の四、七九九の二、七九九の三、八〇〇の二、八〇〇の三、八〇〇の四、八〇二の一、八〇三の二、八〇八の二、八〇八の三、八〇八の四、八〇八の五、八〇八の七、八〇九及びこれらと一体をなす国有地並びに七九七の二、七九八、七九九の一と一体をなす国有地 大字湯山字天王前八一〇の三、八一一の二</p>
<p>大字湯山字奥楠越</p>	<p>大字湯山字奥楠越のうち一六九六の二、一六九六の三及び七四五、七四八、七四八の一、七四九と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字湯山字天王一六九九の一、一七〇〇</p>
<p>大字湯山字楠越</p>	<p>大字湯山字楠越のうち七九七の三、七九七の四、七九九の二、七九九の三、八〇〇の二、八〇〇の三、八〇〇の四、八〇二の一、八〇三の二、八〇八の二、八〇八の三、八〇八の四、八〇八の五、八〇八の七、八〇九及びこれらと一体をなす国有地並びに七九七の二、七九八、七九九の一と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字湯山字天王前</p>	<p>大字湯山字天王前のうち八一〇の三、八一一の二以外の区域 大字湯山字奥楠越一六九六の二、一六九六の三 大字湯山字天王一六九八の一、一六九八の二、一六九九の二、一六九九の三</p>
<p>大字湯山字走り出</p>	<p>大字湯山字走り出のうち八五七の二、八六二の二、八六三の三、八六三の四、八六三の五、八七二の三、八七二の四、八七三、八七四の三、八七四の四、八七四の五及びこれらと一体をなす国有地並びに八五八、八五九、八七四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字湯山字森</p>	<p>大字湯山字森のうち八八八の三、八八八の四、八八九の二、八八九の三、八九〇の二、八九一の二、八九一の三、八九一の四、八九二の二、八九二の三、八九三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字湯山字森崎</p>	<p>大字湯山字森崎のうち八九四の一、八九四の三、八九五の二、八九六の六、九〇四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字湯山字森八八九の三、八九〇の二、八九二の三、八九三及びこれらと一体をなす国有地 大字湯山字法眼墳九九二の二、九九三の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

大字湯山字溝尻	大字湯山字深田	大字湯山字塗谷	大字湯山字日中	大字湯山字粟田	大字湯山字法眼
<p>大字湯山字溝尻の全域 大字湯山字深田一一三六の四、一一三六の五、一一三六の六、一一三六の七、一一三六の八及びこれらと一体をなす国有地並びに一一三六の一、一一三六の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字湯山字深田のうち一一三六の四、一一三六の五、一一三六の六、一一三六の七、一一三六の八及びこれらと一体をなす国有地並びに一一三六の一、一一三六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字湯山字日中一〇〇二の一部、一〇〇三、一〇〇四、一〇〇四の一、一〇〇五 大字湯山字山葵谷一一五二の四</p>	<p>大字湯山字塗谷の全域 大字湯山字日中一〇一五の三、一〇一五の四、一〇一七の二、一〇一八の二、一〇一九の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字湯山字日中のうち一〇〇二の一部、一〇〇三、一〇〇四、一〇〇四の一、一〇〇四の二、一〇〇五、一〇一五の三、一〇一五の四、一〇一七の二、一〇一八の二、一〇一九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇〇一、一〇〇二の一部と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字湯山字粟田の全域 大字湯山字日中一〇〇四の二及び一〇〇一、一〇〇二、一〇〇三、一〇〇四と一体をなす国有地</p>	<p>大字湯山字法眼のうち九九二の二、九九三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字湯山字森崎九〇四の一及びこれらと一体をなす国有地</p>

大字湯山字黒谷	大字湯山字天王	大字湯山字小兎谷	大字湯山字西小屋	大字湯山字太田	大字湯山字口黒谷	大字湯山字奥黒谷	大字湯山字山葵谷
<p>大字湯山字黒谷の全域 大字湯山字奥黒谷一一六四の一、一一六六、一一六八、一一六九、一一七八、一八三三 大字湯山字太田一一九〇、一一九〇の一、一一九一、一一八一</p>	<p>大字湯山字天王のうち一六九八の一、一六九八の二、一六九九の一、一六九九の二、一六九九の三、一七〇〇以外の区域</p>	<p>大字湯山字小兎谷のうち一二八六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字湯山字西小屋の全域 大字湯山字小兎谷一二八六及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字湯山字太田のうち一一九〇、一一九〇の一、一一九一、一一八一以外の区域 大字湯山字口黒谷一一八八</p>	<p>大字湯山字口黒谷のうち一一八二(一)合併、一一八四、一一八八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字湯山字奥黒谷のうち一一六四の一、一一六六、一一六八、一一六九、一一七八、一八三三以外の区域 大字湯山字口黒谷一一八三(二)合併、一一八四及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字湯山字山葵谷のうち一二五二の四以外の区域</p>

鳥取県告示第四百八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成三年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成三年一月十六日現在の地番による。）
大字淀江字堀	大字淀江字堀の全域 大字淀江字下雨造二九一の二、二九一の七 大字淀江字西屋敷五七三内第一、五七四の一及びこれらと一体をなす国有地
大字淀江字下雨造	大字淀江字下雨造のうち二九一の二、二九一の七、二九三、二九四の一、二九四の二以外の区域
大字淀江字洞戸	大字淀江字洞戸のうち三〇八の一、三〇九の二、三〇九の四、三〇九の五以外の区域
大字淀江字牧郷	大字淀江字牧郷の全域 大字淀江字五町田四九五の一五から四九五の一八まで、五〇〇の四、五〇〇の五、五〇〇の七、五〇〇の九、五〇〇の一、二から五〇〇の一九まで、五〇一の三から五〇一の七
大字淀江字井尻	まで、五〇六の一、五〇六の三から五〇六の五まで、五〇六の一〇から五〇六の一二まで、五〇八の七、五〇八の八、五〇八の一七及びこれらと一体をなす国有地 大字淀江字井尻三四九の五、三四九の七から三四九の九まで及びこれらと一体をなす国有地 大字淀江字中町七九五の四、七九五の八、七九五の九、七九七の一、七九七の二、七九八、八一の一、八一の二、八一四、八一五の二と一体をなす国有地の一部
大字淀江字五町田	大字淀江字五町田のうち四九五の一五から四九五の一八まで、五〇〇の四、五〇〇の五、五〇〇の七、五〇〇の九、五〇〇の一二から五〇〇の一九まで、五〇一の三から五〇一の七まで、五〇六の一、五〇六の三から五〇六の五まで、五〇六の一〇から五〇六の一二まで、五〇八の七、五〇八の八、五〇八の一七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字淀江字御屋敷	大字淀江字御屋敷のうち五三四の二、五三四の三、五三五の二、五三五の三、五三七の二、五三七の三、五三七の六から五三七の八まで、五四一の二、五四二の二、五四三の二、五四四の二、五四四の三、五五三の二、五五三の七、五五三の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字淀江字下雨造二九三、二九四の一、二九四の二

<p>大字淀江字西屋敷</p>	<p>大字淀江字西屋敷五七五の一、五七六の一、五九五の二、五九七、五九九の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字淀江字西屋敷</p>	<p>大字淀江字西屋敷のうち五七三内第一、五七四の一、五七五の一、五七六の一、五九五の二、五九七、五九九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字淀江字中稜</p>	<p>大字淀江字中稜の全域 大字淀江字新地畑六九〇の五六</p>
<p>大字淀江字新地畑</p>	<p>大字淀江字新地畑のうち六九〇の五六以外の区域</p>
<p>大字淀江字灘中屋敷</p>	<p>大字淀江字灘中屋敷のうち七三九の一、七四〇の二、七四一の一、七四二の二、七四四、七四五の一、七四六の一、七五三の二、七五四の一、七五五の一、七五五次一、七五五次一内第一、七五五次一内第二、七六二次一内二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字淀江字中町</p>	<p>大字淀江字中町のうち七九五の四、七九五の八、七九五の九、七九七の一、七九七の二、七九八、八一の一、八一の一の二、八一四、八一五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字淀江字御屋敷五四三の二、五四四の二、五五三の二、五五三の七、五五三の八及びこれらと一体をなす国有地 大字淀江字灘中屋敷七三九の一、七四〇の二、七四一の一、七四二の二、七四四、七四五の一、七四六の一、七五三の二、七五四の一、七五五の二、七五五次一、七五五次一内第一、七五五次一内第二、七六二次一内二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字中間字荒神田</p>	<p>大字中間字荒神田のうち五九の六、六〇の二、六一の二、</p>

<p>大字中間字前田</p>	<p>六二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字中間字亀尾田</p>	<p>大字中間字前田のうち一九一の二、一九二の一、一九二の二、一九二の三、一九三の二、一九四の四、一九五の四から一九五の六まで、一九六の一、一九六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字中間字塚田</p>	<p>大字中間字亀尾田のうち二二二の四、二二六の二、二二七の四から二二七の七まで、二二八の二、二二九の二、二三〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字中間字塚田八七六の一部、八八八の二、八八九の二</p>
<p>大字中間字坂ノ下</p>	<p>大字中間字塚田のうち八七六の一部、八八八の二、八八九の二以外の区域 大字中間字中曾称の全域</p>
<p>大字中間字中屋鋪</p>	<p>大字中間字坂ノ下の全域 大字中間字亀尾田二二二の四、二二六の二、二二七の四から二二七の七まで、二二八の二、二二九の二、二三〇の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字中間字中屋鋪下</p>	<p>大字中間字中屋鋪の全域 大字中間字前田一九四の四、一九五の四から一九五の六まで、一九六の一、一九六の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字中間字東屋鋪</p>	<p>大字中間字中屋鋪下の全域 大字中間字前田一九一の二、一九二の一、一九二の二、一九二の三、一九三の二及びこれらと一体をなす国有地 大字中間字東屋鋪の全域</p>

大字小波字後田	大字中間字荒神田五九の六、六〇の二、六一の二、六二の二及びこれらと一体をなす国有地
大字小波字後田ののうち一三〇八の二、一三〇八の三、一三〇九の四、一四八六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字小波字新屋敷七九〇の七、七九〇の八
大字小波字寺ノ前	大字小波字寺ノ前の全域 大字小波字後田一四八六
大字小波字東岡畑	大字小波字東岡畑の全域 大字小波字上前田一四八七、一四八八
大字小波字上前田	大字小波字上前田のうち一四八七、一四八八、一五〇三以外の区域
大字小波字下前田	大字小波字下前田のうち一五〇四以外の区域
大字小波字上井手領	大字小波字上井手領のうち七七四の八から七七四の一〇まで、七七四の一六、七七四の二〇、七七五の三、七七六の五、七七六の六、七七七の一、七七八の一、七七八の四、七七八の五、七八〇の二、七八一の一、七八一の三、七八一の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字小波字新屋敷	大字小波字新屋敷のうち七八六の二、七八六の三、七八七の二、七八七の三、七八八の八、七八八の九、七九〇の一、七九〇の二、七九〇の四、七九〇の七から七九〇の一〇まで、七九一の一、七九一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字小波字上前田一五〇三	大字小波字上前田一五〇三 大字小波字下前田一五〇四 大字小波字上井手領七七四の八から七七四の一〇まで、七七五の三、七七六の五、七七六の六、七七七の一、七七八の一、七七八の四、七七八の五、七八〇の二、七八一の一、七八一の三、七八一の四
大字小波字川尻	大字小波字川尻りの全域 大字小波字後田一三〇八の二、一三〇八の三、一三〇九の四及びこれらと一体をなす国有地
大字小波字東濱畑	大字小波字東濱畑の全域 大字小波字上井手領七七四の一六、七七四の二〇及びこれらと一体をなす国有地 大字小波字新屋敷七八六の二、七八六の三、七八七の二、七八七の三、七八八の八、七八八の九、七九〇の一、七九〇の二、七九〇の四、七九〇の九、七九〇の一〇、七九一の一、七九一の三及びこれらと一体をなす国有地 大字小波字下井手領八八二の五、八八二の八、八八三の一及びこれらと一体をなす国有地
大字小波字下井手領	大字小波字下井手領のうち八八二の五、八八二の八、八八三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字今津字前妻木川	大字今津字前妻木川のうち三七、三八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字今津字六反田四七から四九まで
大字今津字六反田	大字今津字六反田のうち四七から四九まで以外の区域 大字今津字村内三五九の三、三五九の六及びこれらと一体をなす国有地

大字今津字狐塚	大字今津字狐塚のうち一〇四の四から一〇四の六まで以外の区域
大字今津字村内	大字今津字村内のうち三五九の三、三五九の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字今津字前妻木川三七、三八及びこれらと一体をなす国有地 大字今津字狐塚一〇四の四から一〇四の六まで
大字福井字上古屋敷	大字福井字上古屋敷の全域 大字福井字上河原田四七、四七の一、四七の二、五〇の一、五〇の二、五三、五四、五六の一と一体をなす国有地の一部
大字福井字上河原田	大字福井字上河原田のうち四七、四七の一、四七の二、五〇の一、五〇の二、五三、五四、五六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
廃止する字の名称	大字中間字中曾称

鳥取県告示第四百八十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成三年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
岡本医院	鳥取市津ノ井二五八―二	平成三年六月一日
中部休日急患診療所	倉吉市旭田町一八	"
鳥取県口腔総合保健センター	鳥取市吉方温泉三丁目七五一―五	"
船木歯科クリニック	米子市西福原一―一二	"
吉井歯科医院	東伯郡東郷町大字旭三〇	"
遠藤歯科診療所	日野郡江府町大字江尾二〇五三	"
二部診療所	日野郡溝口町二部一五五四―四	平成三年六月二日
小酒外科医院	米子市福市一七三〇―一〇	平成三年六月七日
斉藤小児科医院 （斉藤内科医院）	気高郡気高町大字勝見六五八一―〇	平成三年六月十三日
有限会社こやま薬局	鳥取市湖山町北一丁目四三五	平成三年六月十四日
淀江クリニック	西伯郡淀江町大字淀江六八二	平成三年六月一日
医療法人社団松本歯科診療所	鳥取市上魚町四九	"
アイ調剤薬局	東伯郡羽合町大字長瀬六八〇―一五	"
上原整形外科医院	東伯郡羽合町大字長瀬字下政長六八三―一	"

鳥取県告示第四百八十九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通知を受けたので、同法第八条第二項の規定により告示する。

平成三年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

種畜証明 番 号	名 前	品 種	生年月日	産 地	血 統		級 別	飼養者の住所又は所在地 及び氏名又は名称
					父	母		
平鳥取県1号 第1号	糸清水	黒毛和種	元・4・5	鳥根県出雲市	第7糸桜	やましみず5	2級	岩美郡岩美町 田村道夫
平鳥取県1号 第2号	九八	〃	2・2・4	八頭郡智頭町	第20平茂	まる2	〃	八頭郡智頭町 谷口雅人
平鳥取県1号 第3号	良平茂	〃	2・4・23	〃	第20平茂	くまよしひろ	〃	八頭郡河原町 谷口達雄
平鳥取県1号 第4号	草平茂	〃	2・5・3	〃	第20平茂	ちずたかひめ	〃	〃
平鳥取県1号 第5号	花藤気高	〃	55・12・5	東伯郡関金町	気高富士	たみやまがみ	1級	倉吉市 穴戸忠博
平鳥取県1号 第6号	第2国気高	〃	58・6・10	倉吉市	国気高	みき28	2級	〃
平鳥取県1号 第7号	第5国気高	〃	60・2・19	〃	国気高	たみやまがみ	〃	〃
平鳥取県1号 第8号	伯耆富士	〃	62・8・5	東伯郡関金町	気高富士	やまだひめ	1級	倉吉市 穴戸久信
平鳥取県1号 第9号	白兔富士	〃	62・11・20	倉吉市	気高富士	第2ひのでにしき	〃	〃

平鳥取県1号 第10号	糸北鶴	"	55・8・2	"	第7糸桜	にしづる	"	東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
平鳥取県1号 第11号	豊松	"	58・6・1	"	豊光	いりざわ	特級	"
平鳥取県1号 第12号	糸平茂	"	59・2・2	八頭郡智頭町	糸北鶴	ひらしげ きよよし	"	"
平鳥取県1号 第13号	花気高	"	59・5・12	東伯郡東伯町	気高富士	みやさか	1級	"
平鳥取県1号 第14号	糸美裕	"	59・8・1	八頭郡船岡町	糸美	第11たにふじ	"	"
平鳥取県1号 第15号	富士栄光	"	59・10・28	西伯郡西伯町	気高富士	第3みやくら	"	"
平鳥取県1号 第16号	茂高	"	60・1・16	気高郡鹿野町	高茂	ふじひでこ2	"	"
平鳥取県1号 第17号	花茂	"	60・9・4	八頭郡智頭町	高茂	はなさき	"	"
平鳥取県1号 第18号	茂裕	"	60・12・6	日野郡日野町	高茂	うめ3	"	"
平鳥取県1号 第19号	豊富	"	60・12・15	東伯郡関金町	富士豊	ますおと まきもと	特級	"
平鳥取県1号 第20号	郷茂	"	61・11・3	倉吉市	高茂	ますおたかみ	1級	"
平鳥取県1号 第21号	高光	"	62・8・22	日野郡日南町	高茂	はつひかり	"	"
平鳥取県1号 第22号	富士平茂	"	62・1・10	八頭郡船岡町	気高富士	第15ありひらしげ	"	"
平鳥取県1号 第23号	東気高	"	62・4・18	東伯郡東伯町	気高	おおつか	"	"
平鳥取県1号 第24号	森栄	"	62・8・25	西伯郡西伯町	富士森	第5さかえ	"	"
平鳥取県1号 第25号	芳富士	"	63・5・15	日野郡溝口町	気高富士	あやめ1	"	"

平鳥取県1号 第26号	高森	"	63・5・18	八頭郡船岡町	富士森	第2きたひらしげ	"	"
平鳥取県1号 第27号	元氣	"	63・11・6	東伯郡赤碓町	気高	たに1	"	"
平鳥取県1号 第28号	金富士	"	63・11・20	日野郡溝口町	気高富士	さなえ	"	"
平鳥取県1号 第29号	第7茂鶴	"	63・11・13	東伯郡東伯町	糸北鶴	わかて7	"	"
平鳥取県1号 第30号	晴富士	"	元・4・10	"	気高富士	いとはる	"	"
平鳥取県1号 第31号	宮鶴	"	元・6・4	日野郡溝口町	糸平茂	みさ1	"	"
平鳥取県1号 第32号	第2宮鶴	"	2・2・3	日野郡日南町	糸平茂	いとまさ2	"	"
平鳥取県1号 第33号	糸北土井	"	2・4・6	米子市	糸北鶴	やすひめ	"	"
平鳥取県1号 第34号	雪鶴	"	2・3・8	西伯郡淀江町	北雪	としひめ	"	"
平鳥取県1号 第35号	糸北姫	"	2・2・13	東伯郡東伯町	糸北鶴	ひめぞくら	"	"
平鳥取県1号 第36号	元峯34	"	元・10・22	福島県	八重福	ふくふじ	"	東伯郡赤碓町 家畜改良センター鳥取牧場
平鳥取県1号 第37号	虹幸138	"	元・10・24	東伯郡赤碓町	紋次郎	うじさくら24	2級	"
平鳥取県1号 第38号	綱込146	"	元・11・2	"	糸花	ひらかね21	"	"
平鳥取県1号 第39号	慶和156	"	元・12・2	"	谷茂	わかおとつる24	"	"
平鳥取県1号 第40号	慶脚210	"	2・4・26	"	谷茂	おくとち23	1級	"
平鳥取県1号 第41号	北蟬212	"	2・5・4	"	糸北鶴	せりみず25	"	"

平鳥取県1号 第42号	神錦213	〃	2・5・5	〃	神桜の10	やすおとつる25	〃	〃
平鳥取県1号 第43号	神舟215	〃	2・5・6	〃	神桜の10	ふつおとつる24	〃	〃
平鳥取県1号 第44号	緑鶴43	〃	2・5・13	福島県	糸福	ふくしま7	〃	〃
平鳥取県1号 第45号	浦磯221	〃	2・5・18	東伯郡赤碓町	桜支25	だいきつ22	2級	〃
平鳥取県1号 第46号	神餅223	〃	2・5・30	〃	神桜の10	こうおとつる25	〃	〃
平鳥取県1号 第47号	73トヨセリナバイオ ニテ7-3	ラントレー ス	元・3・14	西伯郡西伯町	197トヨセリナミヤ 6-8	227バイオニアレン ジャーレンジャー6-3	〃	西伯郡西伯町 鳥取県中小家畜試験場
平鳥取県1号 第48号	117トヨセリナラリー 7-3	〃	元・3・20	〃	197トヨセリナミヤ 6-3	300ラリーレンジャー ラリー6-4	〃	〃
平鳥取県1号 第49号	138レンジャーボスマン ラリー7-3	〃	元・3・22	〃	270レンジャーボスマン ソラリー6-4	218トヨラリーラリー 6-3	〃	〃
平鳥取県1号 第50号	150ラリーセリナレン ジャー7-3	〃	元・3・23	〃	334ラリーセリナラリー 6-4	42レンジャーラリー ソジャー6-3	〃	〃
平鳥取県1号 第51号	192トヨセリナレンジャー 7-3	〃	元・3・29	〃	197トヨセリナミヤ 6-3	96ミヤトヨレンジャー 6-3	〃	〃
平鳥取県1号 第52号	206トヨアジュアデソ トラリー	〃	元・3・29	〃	243トヨアジュアデソ トボスマン6-3	337ラリーレンジャー ラリー6-4	〃	〃
平鳥取県1号 第53号	269トヨセリナボスマン ソ7-4	〃	元・4・2	〃	197トヨセリナミヤ 6-3	111ボスマンレンジャー ラリー6-3	〃	〃
平鳥取県1号 第54号	366レンジャーボスマン アジュアデソト7-4	〃	元・4・26	〃	186レンジャーボスマン ソラリー6-3	137アジュアデソト ラリーラリー6-3	〃	〃
平鳥取県1号 第55号	389ラリーセリナレン ジャー7-5	〃	元・5・2	〃	142ラリーセリナラリー 6-3	273ラリーミヤセリナ 6-4	〃	〃
平鳥取県1号 第56号	114トットリエル 90-4	〃	2・4・4	〃	378レンジャーボスマン ソラリー7-5	128ミヤトヨラリー 7-3	〃	〃
平鳥取県1号 第57号	サクラ40188-6057	大ヨークシ ヤ	63・5・1	茨城県	サクラ40187-6028	サクラ40187-7084	〃	〃

平 鳥取県1号 第58号	イワチハヤチネダブ 1-893-1005-2036-84	"	元・7・14	岩手県	イワ86-5172-5094 -6065	イワチハヤチネダブ 1-871-1001-2024 -215	"	"
平 鳥取県1号 第59号	130フヲツシュレ ウォールド8-5	デユロツク	62・5・15	西伯郡西伯町	177フヲツシュリア ベル5-9	257ウォールドロー ドビルム4-7	1級	"
平 鳥取県1号 第60号	135サクラゴールド エフビエ4-5	"	元・5・7	"	サクラ201 87-8022	30ゴールドダイ エフビエ7-1	"	"
平 鳥取県1号 第61号	サクラ201 89-8090	"	元・3・28	広島県	サクラ201 85-8045	サクラ201 85-9127	2級	"
平 鳥取県1号 第62号	53サクラゴールド エフビエ6-2	"	元・2・26	西伯郡西伯町	サクラ201 87-8002	30ゴールドダイ エフビエ7-1	1級	"
平 鳥取県1号 第63号	サクラ201 89-8254	"	元・9・14	広島県	サクラ201 87-8253	サクラ201 87-9139	2級	"
平 鳥取県1号 第64号	042フェニックス サリデーゾ	"	元・12・24	宮崎県	977フェニックス サリデーゾ	フェニックス ダイゾ957	"	"
平 鳥取県1号 第65号	第61栄光	黒毛和種	61・11・1	西伯郡西伯町	第7栄光	たず	"	西伯郡西伯町 畑田則彦
平 鳥取県1号 第66号	勝春	"	2・4・30	鳥根県	糸春波	がつはる	"	西伯郡西伯町 安部貞紀

鳥取県告示第四百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり秋里江津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	松本秀頼	鳥取市江津四〇五一五
"	青木充宏	" 六六八
"	松下清寿	" 六二八
"	中村幸治	" 六五四
"	吉田和夫	" 四〇〇
"	木下茂	" 秋里八四〇
"	木下衛作	" 八一〇
監事	高田忠治	鳥取江津六三五
"	木下英太郎	" 秋里八一六一

平成三年四月十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 青木充宏 鳥取市江津六六八

“ 松下清寿 “ “ 六二八

“ 中村幸治 “ “ 六五四

“ 吉田和夫 “ “ 四〇〇

“ 岡本幸男 “ “ 六八一

“ 木下衛作 “ 秋里八一〇

“ 木下博文 “ “ 八〇九

監事 高田寿秋 鳥取市江津二七七一

“ 山形英生 “ “ 秋里八一四

平成三年四月十七日就任 任期二年

鳥取県告示第四百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

倉吉市鍛冶町一丁目三四五七の五

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 解除の理由
公共施設用地とするため

鳥取県告示第四百九十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字中田字大途三六九の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百九十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成三年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字上へ山通り一一五七の四三・一一五七の五二
・字小山谷一一八五の九・一一八五の一〇・一一八七の一（以上五筆に
ついて次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百九十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年十月十八日 鳥取県指令受鳥土維第四百十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市雲山字五反田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市江崎町三九

株式会社中国開発

代表取締役 林 利夫

鳥取県告示第四百九十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年四月三十日 鳥取県指令受都計三一二第六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字下小堀

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市渡町二二三九一二
門脇 晃

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年六月十一日

鳥取県公安委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	スーパークスタル2	株式会社大一商会
〃	フオーミュラー1	〃
〃	アムニュー	〃
〃	アムニュー2	〃

〃	ドラくん	パルホン工業株式会社
〃	エポック	株式会社平和

公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第82号）第7条ノ4に規定する狩猟免許の更新に関する適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成3年6月11日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新をうけようとするもの

2 実施期日等

(1) 鳥取地方農林振興局管内

実 施 期 日	時 間	場 所	対 象 者
平成3年7月23日（火）から同月28日（金）まで	9時から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂	鳥取市、岩美郡又は気高郡に住所を有する者

(2) 八頭地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成3年8月21日(水)から同月23日(金)まで	9時から	八頭郡郡家町大字宮谷80 郡家町中央公民館	八頭郡に住所を有する者

(3) 倉吉地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成3年7月30日(火)から8月3日(土)まで	9時から	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所 大会議室	倉吉市又は東伯郡に住所を有する者

(4) 米子地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成3年7月15日(月)から同月20日(金)まで	9時から	米子市糠町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 講堂	米子市、境港市又は西伯郡に住所を有する者

(5) 日野地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成3年7月10日(水)から同月12日(金)まで	9時から	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所 大会議室	日野郡に住所を有する者

3 講習

(1) 科目

ア 鳥獣保護及び狩猟に関する法令

イ 鳥獣の判別

ウ 猟具の取扱い

(2) 時間

3時間

4 適性検査

講習終了後狩猟に関する適性を審査するため、次の項目につき適性検査を行う。

(1) 視力

(2) 聴力

(3) 運動能力

5 受験申込手続

(1) 所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振興局長に提出すること。

ア 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記載したものの1枚

4 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号に規定する許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

(2) 申込期間

鳥取県鳥取地方農林振興局管内 平成3年7月15日（月）まで
鳥取県八頭地方農林振興局管内 平成3年8月12日（月）まで
鳥取県倉吉地方農林振興局管内 平成3年7月20日（土）まで
鳥取県米子地方農林振興局管内 平成3年7月5日（金）まで
鳥取県日野地方農林振興局管内 平成3年7月1日（月）まで

(3) 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

ア 狩猟免許更新手数料 2,000円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課（電話0857-26-7305）又は各地方農林振興局林業課にお問い合わせること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成3年6月11日

鳥取県公安委員長 廣吉卓藏

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分	日	時	場	所	受講対象者
初心者講習	平成3年7月17日	午前10時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地下1 階第1会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者	
経験者	平成3年7月4日	午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市鞆町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	倉吉、八橋、米子、 境港、溝口及び黒 坂の各警察署の管 内に居住する者	

講 習	平成3年7月31日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟3階 大会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者
-----	-------------------------------------	------------------------------------	--

3 受講対象者

- (1) 初心者講習
鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの
- (2) 経験者講習
鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
- ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者
 - イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
 - ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習科目

- (1) 講習時間
- ア 初心者講習 4時間
 - イ 経験者講習 2時間30分
- (2) 講習科目
- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手續

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 3,000円
- イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆）

注 意

平成三年五月三十一日付鳥取県公報号外第五十四号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

- 頁 五
- 段 七
- 議 鳥取県企業管理規程第一号
- 五 鳥取県企業管理規程第二号

正	誤	段	頁
鳥取県企業管理規程第二号	鳥取県企業管理規程第二号	上	六